

令和6年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和6年度から保険料率が変わります。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、7月中旬頃に通知する予定です。

● 保険料の構成

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline \text{(限度額80万円) ※1} \\ \hline \text{100円未満切捨て} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{45,260円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等 - 43万円)} \\ \hline \text{× 9.02\% (所得割率) ※2} \\ \hline \end{array}$$

- ※1 令和6年度に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、次の方に係る賦課限度額は73万円が適用されます。
 ■昭和24年3月31日以前に生まれた方 (=令和6年3月31日までに75歳となった方)
 ■令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方。ただし、令和6年度中に75歳となった後、認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった方は除きます。
 ※2 令和6年度に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の所得割率は8.35%が適用されます。

● 保険料率の改定

令和5年度まで		令和6年度から	
均等割額	44,310円	均等割額	45,260円
所得割率	8.27%	所得割率	9.02%

保険料率の算定について
 2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。
 〇 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 (☎018・853・7155)

● 均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
43万円 + (給与・年金所得者等 [※] の数-1) × 10万円	7割	13,578円
43万円 + (給与・年金所得者等 [※] の数-1) × 10万円 + 29万5千円 × 世帯の被保険者数	5割	22,630円
43万円 + (給与・年金所得者等 [※] の数-1) × 10万円 + 54万5千円 × 世帯の被保険者数	2割	36,208円
後期高齢者医療制度加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方で、上記計算で2割・5割軽減以外の方(制度加入後2年間のみ適用)	5割	22,630円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。
 ●一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ●公的年金等に係る所得を有する方
 (公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

従業員募集

募集人数 若干名(60歳程度まで、パート・アルバイト可)
 勤務地 五城目町高崎地内
 職種 安全仮設資材のメンテナンス
 加入保険 雇用 労災 健康 厚生
 休日 週休二日制 年末年始 夏季休暇
 詳細は下記へお願い致します

(株)タカヨシ実業 ☎080・1824・5471

私たちと一緒に働きませんか 乗務員募集!

ご連絡をお待ちしております

(株)五城目タクシー 五城目町字七倉51-13 ☎018・852・2160



営業時間 6:00~22:00

4月
7日(日)から
13日(土)は

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」 春の火災予防運動です

運動期間中、午後7時にサイレンを鳴らします。火災と間違えないよう、ご注意ください。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となりました。火災は財産を灰にし、生命をも奪ってしまいます。次に示す、「住宅防火いのちを守る10のポイント」に注意し、火の用心を心がけましょう。

住宅防火いのちを守る10のポイント

〈4つの習慣〉

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

〈6つの対策〉

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

● 住宅用火災警報器の点検をしましょう

▶ 定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障が電池切れです。

▶ 古くなったら交換



火災以外で警報音が鳴った場合。

本体の故障が電池切れです。警報器本体または電池を交換しましょう。

※故障が電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

消防団火災防禦訓練を実施します

春の火災予防運動につき、消防団の火災防禦訓練を町内3カ所で行います。

- ▶日時 4月7日(日) 午後10時~正午
- ▶実施場所 午前10時00分~ 馬場目小野台町内
午前10時40分~ 内川湯ノ又町内
午前11時20分~ 大川谷地中町内

※当日は、消防車がサイレンを鳴らして走行します。火災と間違えないよう、ご注意ください。

〇 町消防署 (☎852・2028)



当たり前を守るための防災

五城目小学校6年 ※令和6年度の学年で表記しています。
 門間 □□さん(□□□□)

ぼくが生まれる前に起こった東日本大震災。当時岩手に住んでいたお母さんから話を聞きました。盛岡市は内陸なので大きな被害はなかったけれど、まわりで三陸の家が流されたり家族を失った人もいたらしく、ぼくも聞いてショックを受けました。お母さんは、食べ物や資源は当たり前のものではないと、もしものために節電や省エネを、今まで心がけてきたそうです。

去年、秋田で記録的な大雨が発生しました。五城目町でも被害の大きな家も多く、復興作業にはげむ人を見て、住み慣れた街で起きたことだと信じられませんでした。ぼくは避難所に行きましたが帰ったら家の入口まで泥がうまり、車は水が入って動かなくなりました。そして一週間の断水。ぼくの家ではコロナを機に、不要不急の外出ができない時のために水とレトルト食品はストックしていたのでしばらくは何とか

防火・防災作文コンクール 最優秀賞受賞作品のご紹介

なりましたが、知り合いや全国からたくさんの支えがあったおかげで夏休みを乗り切ることができました。

避難所を利用するのは今回初めてでしたが、どういう所か経験したことで、家族と話し合い、この教訓を生かそうと思いました。そして、長くつや手動式ライトなどを目立つ所に置いたり、非常食が賞味期限になる前に買い替えるようチェックするのも大切だと気付きました。五城目町では、防災無線が聞こえない時のために聞き直しダイヤルを開設していたり町の安心メールを登録することで、くわしい情報が届くことも初めて知りました。

災害によって、今まで当たり前だったことが急にできなくなるのはこれからもあるかもしれません。でも、被害を最小限にして命や家を守るためにできることをこれからも考えていきたいと思いました。